

毎週火、金曜日発行（但休日、に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県収入証紙規則の一部改正
- ◇告示 米飯提供業者の登録
土地の公用廃止
建設業者の登録まつ消
土地改良事業の認可
” 土地改良区の設立認可
” 豚の移入禁止区域の指定廃止
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 高圧ガス第三種冷凍機械主任者試験の実施

規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年九月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第三十五号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「(ハ)鳥取県「すいか」検査条例に基づく手数料」を「(ハ)鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例に基づく手数料」に改め、「(ウ)削除」を「(ウ)鳥取県立農産加工所使用料及び手数料条例に基づく手数料」に改める。

別表第一第三号中「(十三)狩猟法施行規則第八条に基づく狩猟免許手数料、狩猟登録手数料」を「(十三)狩猟法第四條第一項に基く狩猟免許交付手数料」に改め、「(十四)を(十五)とし、以下一ずつ繰り下げ、(十三)の次に次の一を加える。

(十四) 狩猟法第十三条に基く飼養許可証の交付手数料

別表第一第五号中の次に次の一を加える。

鳥取県立農産加工所使用材料及び手数料条例に基く
使用料
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第四百四十号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四の規定に基き昭和三十三年九月二十四日次の者に対し米飯提供業者の登録をした。

昭和三十三年九月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 氏 名 屋号又は名称 住 所 営業所の所在地

- 七二二 船越 勇吉 駅前食堂 倉吉市明治町一、〇三五番地 住所に同じ
- 七二三 足立 正徳 有限会社 新生館 鳥取市吉岡温泉町七五三 "
- 七二四 黒田 一春 エデン 倉吉市大正町一、〇七五ノ五二 "

鳥取県告示第四百四十一号

次の土地はその公用を廢止する。

昭和三十三年九月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

岩美郡国府町大字楠城字神田四二四番地先

一 地目其他 河川敷

一 面積 一、一七四坪五合三勺

（関係図面は土木部管理課に保管）

鳥取県告示第四百四十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十三年九月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 登録年月日 名 称 主なる営業所の所在地 申請者氏名 まつ消年月日

- 鳥取県知事登録 (一) 第四二六号 昭三一、一四 田中工作所 米子市立町一丁目一三 田中 寿雄 昭三三、一四
- " 第四三〇号 " 五、二五 日本水道有限会社 鳥取市西町三〇六 北村 豊作 " 五、二五
- " 第四三二二号 " 六、二八 有限会社 田村組 鳥取市西品治町二九九 田村 義正 " 六、二八
- " 第一二七号 " 六、二五 扶 双 組 " 元鑄物師町八二ノ二 水口源三郎 " 六、二五
- " 第一〇九号 " 六、五 三保電気株式会社 米子市尾高町一一四 三保 勇 " 六、五
- " 第一四二二号 " 七、二三 有限会社 吉川組 鳥取市職人町九 吉川 一男 " 七、二三
- " 第八八号 " 七、一九 株式会社 西尾組 " 吉市一 西尾吉太郎 " 七、一九
- " 第一五三三号 " 七、二五 松 本 組 東伯郡東伯町徳方 松本 太蔵 " 七、二五
- " 第三三三三号 " 七、七 津村工務店 倉吉市上井町五七四ノ一 津村 正義 " 七、七
- " 第三三七号 " 七、二六 川田建設有限会社 米子市錦町三丁目二九 川田 誠一 " 七、二六
- " 第四三四号 " 七、四 大 森 組 鳥取市鹿野町五五ノ四 森下 昌寿 " 七、四

〃 第四三八号 〃七、三一 辻野組 米子市観音寺五二四

〃 第四三九号 〃八、二二 木下建設株式会社 鳥取市吉方

〃 第四四〇号 〃八、二八 日本プロック工業株式会社 米子市加茂町二丁目

辻野麻治 〃七、三一

木下惣市 〃八、二二

大西節夫 〃八、二八

鳥取県告示第四百四十四号

日置谷土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする農道土地改良事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十條の規定により、昭和三十三年九月二十日認可した。

昭和三十三年九月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第四百四十五号

羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする暗渠排水土地改良事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十條の規定により、昭和三十三年九月二十日認可し

た。

昭和三十三年九月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第四百四十六号

倉吉市北野森本晴美ほか十五人の者から申請のあつた北野土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十條の規定により昭和三十三年九月二十日成立した。

昭和三十三年九月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第四百四十七号

気高郡青谷町大字上露谷吉田一雄ほか十四人の者から申請のあつた上露谷土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十條の規定により、昭和三十三年九月二十日成立した。

昭和三十三年九月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第四百四十八号

昭和三十三年六月鳥取県告示第二百九十一号（豚の移入禁止区域の指定）は、昭和三十三年九月二十四日限り廃止する。

昭和三十三年九月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十七号
臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年九月二十四日
鳥取県教育委員会委員長 米原 穰

一日 時 昭和三十三年九月二十六日 午前十時

二 場所 鳥取県教育委員会 会議室

三 議題 1 職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について
2 昭和三十三年度追加予算について
3 その他

公 告

高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十一条による昭和三十三年度鳥取県第三種冷凍機械主任者資格試験を次のとおり実施する。

昭和三十三年九月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 試験科目及び時間

